

2025年（令和7年）12月4日

藤沢市教育委員会 御中

藤沢市個人情報保護審査会
会長 篠崎 百合子

「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」に
係る管理情報開示・訂正等拒否決定に対する審査請求について（答申）

2025年（令和7年）8月4日付け（諮問第30号）で諮問された「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」に係る管理情報開示・訂正等拒否決定に対する審査請求について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市教育委員会（以下、「実施機関」という。）が、審査請求人の行った「藤沢市教育委員会(藤沢市立A小学校を含む)保有の審査請求人の文書すべて」（以下、「本件文書」という。）の管理情報開示等請求に対し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、妥当である。

第2 本件諮問までの経過

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）が2023年（令和5年）4月に改正され、地方公共団体に法が直接適用されることとなり、現在、藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下、「旧条例」という。）は廃止されている。本件は旧条例に基づき開示請求が行われた事案であることから、藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例附則第3項及び第4項に定める経過措置の規定により、旧条例に基づき審査を行うものである。

- 1 審査請求人は、2023年（令和5年）3月31日付で、実施機関に対し、旧条例第20条により、審査請求人の管理情報について、管理情報開示請求（以下、「本件開示請求」という。）を行った。なお、本件開示請求は、審査請求人の父親が、法定代理人として行ったものである。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、同年4月14日付で、審査請求人に対し、本件開示請求について、全部拒否決定処分（以下、「前回処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、実施機関に対し、同年7月3日付で、前回処分に対する審査請求を行った。
- 4 実施機関は、同年12月28日付で、藤沢市個人情報保護審査会（以下、「審査

会」という。)に対し、旧条例第44条第1項の規定により、前回処分に対する審査請求について諮詢した。

- 5 当審査会は、2024年(令和6年)7月8日付で、前回処分については理由不備により取り消すべきとして、答申(審査会答申第27号)を行った。
- 6 審査庁は、同年9月26日付で、本件に関する裁決を行った。
- 7 実施機関は、同年10月16日付で、裁決に基づき再度全部拒否決定処分(以下、「本件処分」という。)を行った。
- 8 審査請求人は、実施機関に対し、2025年(令和7年)1月6日付で、本件処分に対する審査請求を行った。
- 9 実施機関は、同年8月4日付で、審査会に対し、旧条例第44条第1項の規定により、本件処分に対する審査請求について諮詢した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- 2 子の情報を父親が知ることは、子、父親の人権にかなうため、処分の取り消しを求める。
- 3 父親が当然知ることのできる情報のため、旧条例23条第1号または同条第7号の範囲で知る必要がある情報であり、理由が不相当である。法律、憲法を尊重して欲しい。
- 4 審査会が言うところの不知は既に、転居のような状態は家裁調査官により明らかになり、藤沢市に情報開示を求めていて、理由として、不相当と考える。
- 5 その他主張について、これまでの提出書類のとおりである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は以下のとおりである。

審査請求に対して審査庁が行う裁決は、旧条例第44条に規定されているとおり、審査会の議に基づいて行われるものであり、審査会が旧条例に基づいて、公平公正な立場において、各実施機関が行った管理情報開示・訂正等請求に対する処分の是非を判断する第三者機関であることからも、処分庁として、2024年(令和6年)9月26日付けの裁決を重く受け止めている。

裁決では、「第5 当庁の判断」の「4 本件拒否決定の妥当性について」において、「その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、理由の提示に不備がある違法なもの」と示されている。処分庁としては、2023年(令和5年)4月14日付けの前回処分は、決定通知の理由付記に不備があったものの、対象となる情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒否したこと自体は妥当であったと捉えており、改めて拒否する理由をより明確にした上で、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件文書の開示を求めるものであり、実施機関は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件処分を行った。審査請求人は原処分の取消しを求めているが、実施機関は、原処分は妥当である旨説明することから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件の事実関係について

- (1) 一般に、市町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する児童（小学校については、満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの児童）について、学齢簿を編製しなければならない。この学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行う（学校教育法施行令第1条第1項、第2項）。そして、市町村の教育委員会は、就学予定者（一定の障害者等を除く。）の保護者に対し、小学校の入学期日及び就学すべき小学校を通知しなければならない（同第5条第1項、第2項）。

したがって、現在の義務教育の制度下において公立小学校（以下、単に「小学校」という。）に通学する場合、原則として自己の住民票上の住所がある市町村の小学校に通学することが予定されている。

- (2) 開示請求書によれば、藤沢市外に住民票上の住所を有する審査請求人が、実施機関及び藤沢市立A小学校が保有する、審査請求人を本人とする開示請求をしていることになる。

これを前提とすると、審査請求人は、自己の住民票上の住所がない市町村の小学校に通学しているということになる。仮にそのような事実があるとすれば、(1)で述べた原則に従うことができない何らかの事情があることが推認される。

- (3) 他方、開示請求書によれば、審査請求人は小学生であり、一人で藤沢市に転居し、藤沢市の小学校に通うことは考え難い。すなわち、審査請求人と同居していることが合理的に推認される、審査請求人以外の個人がいると考えられる。

3 旧条例第26条の該当性について

- (1) 2で述べたところから、仮に実施機関が本件文書を所持しているか否かが明らかになれば、審査請求人と同居していることが合理的に推認される、審査請求人以外の個人が藤沢市に転居したか否か（転居した場合は、更にその経緯）が明らかになるおそれがある。これらの情報は、飽くまで審査請求人以外の個人に関する情報（旧条例第23条第1号）である。

したがって、本件文書の存否を答えるだけで、旧条例第23条第1号に規定する不開示情報を開示することになると言える。

- (2) この点、審査請求人は、転居していることは既に家庭裁判所調査官の調査により明らかになっているから、不開示の理由にはならないと主張する。しかし、現在の法と異なり、旧条例には、法第78条第1項第2号ただし書イの「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」のような不開示の例外規定が存在しない。そのため、旧条例においては、審査請求人が実

際に（1）で述べた情報を知っているか否かによって結論が変化するものではない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 よって、本件処分は、妥当であると判断した。

以上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
8. 4	審査庁から審査会へ諮問書の提出
8. 20	審査請求人から審査会へ意見書及び質問予定事項の提出
8. 27	審査会 審議
10. 1	審査会 審議
11. 4	審査会 審査請求人及び実施機関の口頭意見陳述 審議
12. 3	審査会 審議

第19期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2024年4月1日～2026年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
○小澤 弘子	弁護士
齋藤 宙也	弁護士
◎篠崎 百合子	弁護士
山田 峰彦	医師
吉田 健二	公認会計士

◎会長 ○職務代理者